

## 文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会の 議事の公開について（案）

平成 19 年 12 月 13 日  
文化審議会文化財分科会  
無形文化遺産保護条約に関する  
特別委員会決定

文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会（以下「委員会」という。）の議事の公開については、次の通り取り扱うものとする。

### （議事の公開）

1．委員会の議事については、次の（1）から（3）の案件を審議する場合を除き、公開するものとする。

（1）委員長の決定その他人事に係る案件。

（2）文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会の設置について（平成 19 年 11 月 16 日文化審議会文化財分科会決定）2．調査事項（2）により、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載されることが適当と思われる我が国の無形の文化遺産の候補に関し個別具体的に審議すること。

（3）上記のほか、審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして委員会において非公開とすることが適当であると認める案件。

2．議事の公開は、原則として会議の公開をもって行うものとする。

3．議事の円滑な進行を確保するため、議事の傍聴は、当面、委員会の事務局に対して事前に出席の登録を行った次の（1）から（4）までの者（原則として各所属社につき一名）に限り認めるものとする。

（1）（社）日本新聞協会に加盟する各社の記者

（2）（社）日本専門新聞協会に加盟する各社の記者

（3）（社）日本雑誌協会に加盟する各社の記者

（4）（社）日本外国特派員協会に加盟する各社の記者

4．会議開始後の入室、撮影、録画その他の議事進行の妨げとなる行為は、会議を主宰するものが特に認める場合を除き、禁止することとする。

### （議事要旨の公開）

5．委員会の議事要旨を作成し、上記 1．（1）から（3）を含めて原則として公開するものとする。

### （会議資料の公開）

6．会議資料のうち、上記 1．（1）から（3）に係る資料については、委員会において公開することが適当であると認める場合を除き、非公開とする。

7．前記 6．に係るもの以外の会議資料については、原則として公開するものとする。

8．上記に掲げるもののほか、委員会の議事の公開について必要な事項は、委員会で決定するものとする。